

公債費負担適正化計画

平成25年9月

岐 阜 県

第1 計画策定の趣旨

平成18年度から始まった地方債協議制度では、実質公債費比率（3カ年平均）が18%以上となった地方公共団体（起債許可団体）については、起債の発行に際し公債費負担適正化計画を自主的に作成することとなっている。

本県では、その比率が19.1%となったことから実質公債費負担の適正な管理を行うため策定するものである。

第2 計画期間

平成22年度から平成25年度までの4年間

平成22年3月に策定した「行財政改革アクションプラン」に基づく平成22年度から平成24年度までの取組みに加え、平成25年度から平成27年度に行財政改革の推進により平成25年度には実質公債費比率が18%未満とすることを目指す。

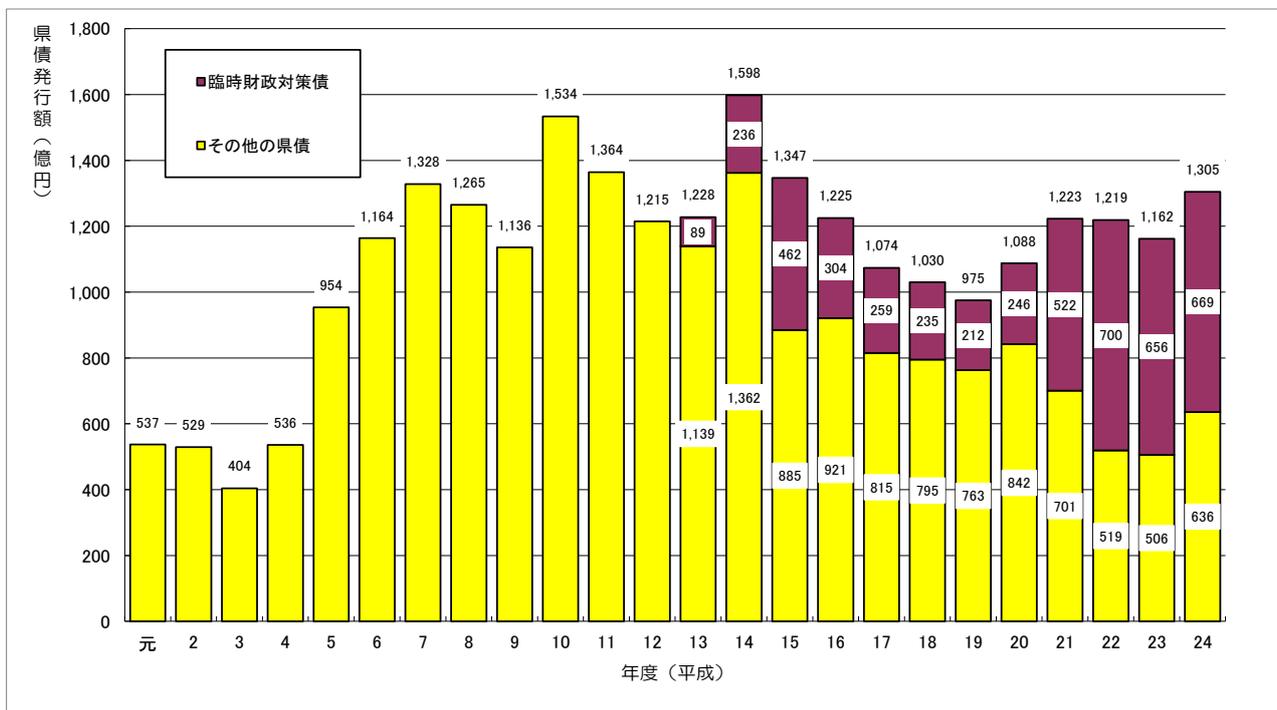
第3 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

バブル経済崩壊後の平成4年以降、国は経済対策として公共投資を中心に財政出動を拡大し、本県ではこうした国の取組みに呼応して、道路整備やソフトピアジャパン、県民ふれあい会館など、公共投資・公共施設整備を積極的に進めてきたが、その財源の多くを県債に頼らざるを得なかったことが、高水準の公債費及び県債残高の要因となっている。

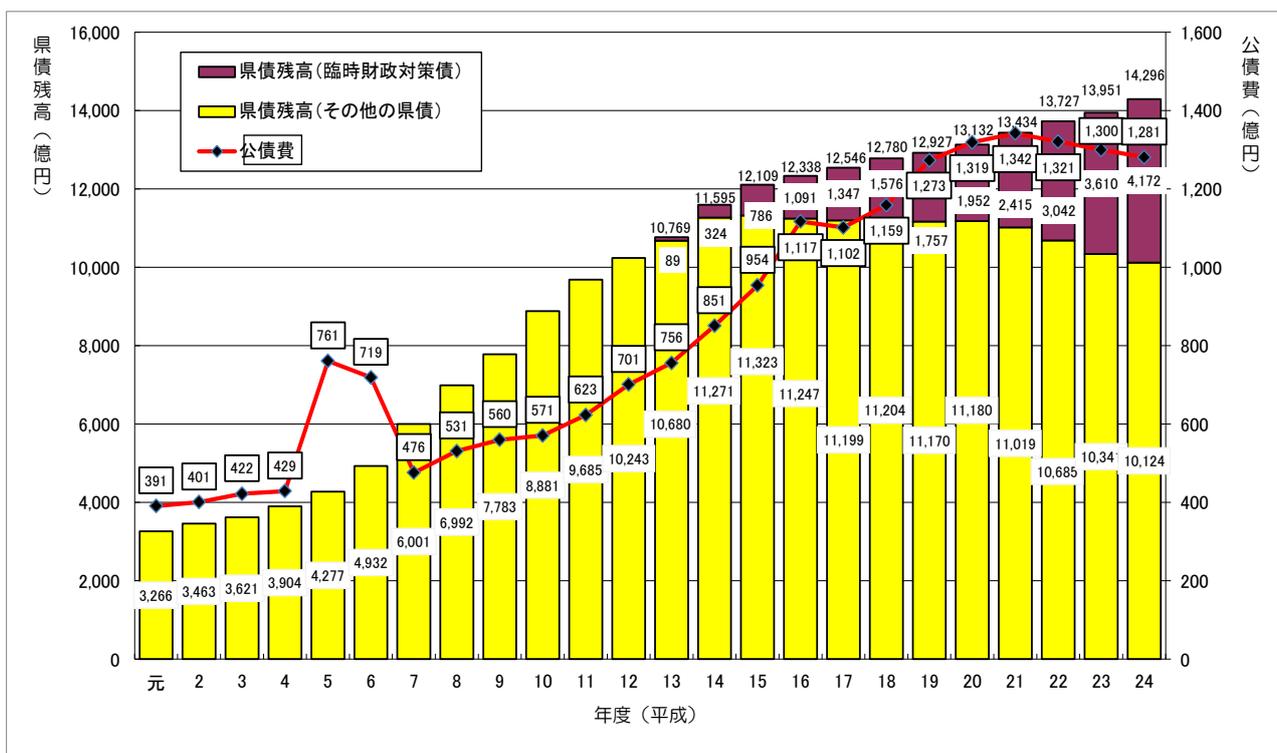
また、平成4年度から平成7年度にかけて発行した銀行等縁故債の償還期間を10年から20年へ延長したことが、近年の公債費及び県債残高を押し上げている。

さらに、平成16年度から実施された国の「三位一体改革」及び平成20年のアメリカのリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響などによる税収減などにより一般財源総額が大幅に減少していることも、実質公債費比率を引き上げる要因となった。

【図1 県債発行額の推移（一般会計決算ベース）】



【図2 公債費及び県債残高の推移（一般会計決算ベース）】



第4 今後の財政運営方針及び具体的な取組み

1. 平成22年度から平成24年度までの取組み

本県では、平成21年3月、本格的な人口減少など大きな時代の変化を正面から見据え、県が直面すると考えられる課題を長期的な視点から検討したうえで、地域の活力と暮らしの安心・安全を実現するため、平成30年度までの10年間に県が取組むべき政策を「岐阜県長期構想」として示した。この構想で示した政策を実現するためには、持続可能な財政基盤の確立が急務であることから、今後10年間の行財政改革の方向性を明らかにした「岐阜県行財政改革指針」を同時に策定。この行財政改革指針の取組みを実現するために、平成21年4月に知事を本部長とする「行財政改革推進本部」を立ち上げ、財源不足解消に向けた具体的な取組みを検討するとともに、検討内容について各界各層の皆様との意見交換を重ね、平成22年度から平成24年度までの向こう3年間における構造的な財源不足を解消するための具体的な取組みである「行財政改革アクションプラン」を平成22年3月に策定し、平成24年度までこのプランに基づき以下の具体的な行財政改革の取組みを推進した。

(1) 歳出削減対策の取組

① 県事業及び補助金の見直し

○ 県事業の見直し

県民の安全安心や県の活力づくり・人づくりに必要な事業は実施しながら、優先度の低いものは削減するなど、事務事業の優先順位や必要性を検証したうえで、メリハリある見直しを実施。

○ 補助金（市町村、各種団体）の見直し

市町村や関係団体等の意見を踏まえ、一部、歳出削減の緩和を行ったものもあるが、概ね行財政改革アクションプランの方針に沿った見直しを実施。

② 公の施設等の見直し

県の公の施設等46施設を対象に、各施設が行っている事業の必要性について見直しを行い、施設の休廃止や機能の見直し、事業主体の変更、経費の削減による効率化を図ったほか、指定管理者制度の積極的な導入による県民サービスの向上と管理運営の効率化を図った。

③ 外郭団体の見直し

県の外郭団体24団体を対象に、設立時からの社会情勢を踏まえた実施事業の見直しにより、統廃合や経費の節減、補助金の削減を行うなど、県による人的・財政的関与を縮減。

④人件費の削減

○職員定員の削減

平成 17 年と平成 24 年の比較 △3,316 人

○職員給与の抑制

行財政改革アクションプランで予定していた歳出削減見込額を確保するため、役職に応じた抑制率により臨時的給与抑制を実施。

抑制率	(特別職)	知事	30%
		副知事、教育長、代表監査委員	20%
	(一般職)		2.7%~14%

(2) 歳入確保対策の取組

①県有財産の売却

○県有財産の売却

平成 22 年 4 月以降、県有未利用地等 27 物件（予定含む）を売却。

○県有財産の民間貸付けの実施

平成 22 年 4 月以降、県有財産（駐車場）の民間貸付けを実施。

②県税収入の確保

○個人県民税徴収対策

県による直接徴収（市町村から滞納案件とともに徴収職員を県が受け入れて実施）について、体制の拡充を図り県内全域を網羅した取組を実施。

また、市町村と協議し、個人住民税の給与天引き（特別徴収）を事業所に働きかけた。

○自動車税徴収対策

コンビニエンスストアでの納税や、クレジットカードによるネット納税の普及促進、企業訪問等による従業員への啓発強化等により、納期内納付を促進。

また、平成 22 年より 9 月から 12 月（平成 24 年度は 10 月から 12 月）を自動車税集中差押期間として設定し、勤務先への給与調査や差押え、自動車のタイヤロックを集中的に実施するなど、滞納処分の強化を図った。

○適正課税の推進

法人二税や個人事業税、不動産取得税などについて、課税客体の捕捉や適正・迅速な課税に努めた。

③外部資金等の導入

○自動販売機への競争入札制度の導入

平成 24 年 4 月以降、6 施設の計 15 台を競争入札により設置し、平成 21 年度からの設置分と併せ、延べ 162 施設の 397 台に自動販売機への競争入札制度を導入。

○広告掲載対象の増加による広告収入の確保

平成 22 年 4 月以降、新たに 6 対象を追加。これ以外の対象についても随時、検討を実施。

○ネーミングライツの導入

導入可能な施設から順次、ネーミングライツ（命名権）を公募。県民ふれあい会館、岐阜アリーナの2施設にネーミングライツを導入。応募がなかった施設については、随時、募集を継続。

④債権管理の強化

○債権回収の強化・滞納の未然防止

債権管理連絡会議を開催するなどして、引き続き債権管理を強化

- ・債務者本人や連帯保証人等に対する催告、徴収による債権回収の強化
- ・口座振替の推進などによる滞納の未然防止

⑤清流の国ぎふ森林・環境税の導入

森林及び河川が有する県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保などの公益的機能を県民が将来にわたり享受できるように、その保全・再生を県民全体で支えていくための仕組みとして「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年4月から導入。

⑥新たな手数料等の徴収

新たな手数料等の徴収について、他県の状況のほか、徴収することによる県民生活への影響、県の政策との整合性などを総合的に勘案し実施。

- ・県図書館多目的ホール等の施設使用料
- ・県立高校等の卒業生等に対する各種証明書の発行手数料

財源対策の年度別実績

区 分	財源対策額【計画】	財源対策額【実績】
歳出削減対策	373億円	346億円
県事業	202億円	189億円
公の施設	23億円	25億円
外郭団体	9億円	11億円
補助金	139億円	121億円
市町村補助金	97億円	76億円
各種団体補助金	42億円	45億円
人件費の削減	297億円	292億円
歳入確保対策	250億円	222億円
合 計	920億円	860億円

※ 実績と見込みの差は、県税収入の増、社会保障関係経費の増などにより、平成21年度のアクションプラン策定時に見込んだ財源不足額が変動したことにより生じています。

Ⅱ. 平成25年度から平成27年度までの取組み

行財政改革アクションプランの取組みにより、持続的な財政運営への道筋が見えてきたが、県税収入や地方交付税が伸び悩む中、社会保障関係経費の自然増や、未来づくりに向けた様々な政策課題等にも対応していく必要がある。また、「岐阜県行財政改革指針」（H21.3.31 策定、期間：平成21年度から平成30年度）では、緊急財政再建期間終了後は、財政規模に応じた適正な公債費水準のもと、持続可能な財政運営を行うとしているところであり、財政を持続可能なものとするのが、引き続き重要な課題である。このため、これまでの行財政改革の取組みの成果を踏まえて、平成25年度から平成27年度までの間の行財政運営の考え方と具体的な取組みを定め、推進しているところである。

（1）行財政運営の考え方

- ・これまでの行財政改革の成果を踏まえつつ、歳出面では、事務事業の見直しによる一層の事業の効率化を図るとともに、将来の公債費負担を減らすために引き続き節度ある県債発行に努め、金利変動リスクに備える。また、歳入面では、県税収入の確保や、県有財産の売却等に努めるなど、引き続き歳出削減や歳入確保に取り組む。
- ・このような行財政改革を続けることによって、毎年度の予算編成の中で、その時々々の政策課題に適切に対応することが可能となり、同時に財政を持続可能なものとするができるようになる。
- ・また、併せて、県有施設等の維持管理費の適正管理や、質の高い行政を支える職員の育成等に努めるなど、効率的な行政運営と質の高い行政サービスを提供するための取組みを進める。

（2）具体的な取組み

事務事業等の不断の見直し

○ 事務事業の継続的な見直し

- ・事務事業の費用対効果や必要性、効率性を点検しつつ、継続して事務事業を見直し
- ・既存の情報システムの更新にあたっては、トータル・ライフサイクル・コスト（情報システム機器の導入費用や毎年の運用保守費用の合計）20%以上の削減を目指す など

○ 外郭団体・公の施設の効率化、適正化への継続的な取組み

節度ある県債発行と適切な管理

○ 節度ある県債発行の継続

- ・各年度の県債（臨時財政対策債を除く）については、行財政改革指針の考え方を基本としつつ、対象事業の状況を見ながら発行

○ 県債の適正管理

- ・ 将来の償還に備えた、県債管理基金の確実な積み増し
- ・ 公債費負担の平準化を図るための県債発行の多様化 など

歳入対策

○ 税収の確保

- ・ 徴収対策、滞納処分の継続的な取組み など

○ 税収以外の歳入確保

- ・ 県有財産の売却については、未利用財産のほか、現在利用中の財産であってもその必要性、利用状況を踏まえて検討
- ・ 太陽光発電事業者への県有財産の貸付け、道路高架橋下の有効活用 など

第5 今後の地方債発行に係る基本方針

臨時財政対策債や災害復旧債等やむを得ないものを除き、平成 22 年度から平成 24 年度は、平成 20 年度当初予算の 5 %程度抑制した 660 億円程度以内に県債の発行を抑制。

平成 25 年度から平成 27 年度については、上記の考えを基本としつつ、対象事業の状況を見ながら発行。

第6 実質公債費比率の適正管理のための取組み

- (1) 県債発行の抑制
- (2) 公的資金補償金免除繰上償還の実施
- (3) 低利資金の活用や資金調達方法の多様化を推進

第7 各年度ごとの実質公債費比率の見通し

平成 25 年度決算における実質公債費比率は、行財政改革の取組みを着実に実施し、県債の発行の抑制に努めたことなどにより、18%を下回る見通しである。

【図3 各年度ごとの実質公債費比率（の見通し）】

